

気仙沼市デジタル水産業推進協議会 第1回D分科会

日時： 令和5年11月27日（月）午後2時00分～
場所： 本庁舎応接室

次 第

1 開 会

2 挨 捶

3 出席者紹介

4 報 告

（1）構想について

（2）今年度取組みスケジュールについて

（3）気仙沼漁港の利用と管理に関する現況について

5 協 議

（1）R7-3 取組みの方向性について

Q：どのような取組みになればよいか。

6 そ の 他

7 閉 会

【配布資料】

- 1 次第（本紙）
- 2 出席者名簿
- 3 説明資料
- 4 説明資料 - 別添参照1・2

第1回D分科会名簿

【気仙沼市デジタル水産業推進協議会D分科会員】

NO.	区分	所属	職名等	氏名	摘要
1	分科会長	勝倉漁業株式会社 一般社団法人宮城県北部鰯鮪漁業組合	代表取締役社長 代表理事	勝倉 宏明	
2	副分科会長	株式会社カネダイ・ 気仙沼冷凍水産加工業協同組合	代表取締役社長・組合員	佐藤 俊輔	
3		気仙沼漁業協同組合	魚市場部漁業指導共済 課長	松野 貴	
4	学識経験者	東京海洋大学	海洋生命科学部 教授	東海 正	オンライン
5	各種団体 ・企業 (所属名順)	気仙沼漁業協同組合	代表理事組合長	齋藤 徹夫	
6		気仙沼観光推進機構 (事務局:一般社団法人気仙沼地域戦略)	事務局長	小松 志大	
7		株式会社昆野無線	代表取締役	昆野 龍紀	
8		株式会社みらい造船	代表取締役社長	木戸浦 健歎	オンライン
9	関係 行政機関	宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	技術副参事 兼総括技術次長	鈴木 永二	オンライン:代理(漁港管理班・菅原主任主査,水産振興班・村上技師)
10	気仙沼市	気仙沼市	市長	菅原 茂	
11		気仙沼市	デジタル補佐官	種子野 亮	オンライン

【気仙沼市デジタル水産業推進協議会会員】

NO.	区分	所属	職名等	氏名	摘要
1	委員	株式会社八葉水産	経営企画室 部長	清水 健佑	オンライン

【事務局】

NO.	区分	所属	職名等	氏名	摘要
1	気仙沼市	産業部水産課	課長	齋藤 英敏	
3		産業部水産課水産基盤係	係長	吉田 和史	
4		産業部水産課漁業振興係	主幹兼係長	小野寺 幸史	
5		産業部水産課漁業振興係	主幹	佐藤 吉	



気仙沼市デジタル水産業推進協議会 第1回D分科会説明資料

令和5年11月27日（月）

14:00～16:00

1. 報告1 R7-3 : デジタルハーバーマネジメントシステム①

3.2.6. R7-3 : デジタルハーバーマネジメントシステム

(1) 背景及び目的

遠洋・沖合・沿岸漁業に従事する日本中の漁船が母港とする特定第三種漁港気仙沼漁港では水深が様々な幾つかの岸壁が連続している。単なる停泊のみならず偽装や仕込みなどの出漁準備、大勢の見送り人を迎えての出航など、各漁船は用途ごとに岸壁を選び、移動しながら利用している。慢性的に岸壁不足が指摘されている状況において、各船にとって効率的で港全体として最適な岸壁の利用、加えて事故防止や防犯が課題となっており、各船の利用予定と港内の見える化をデジタルにより進めた。併せて、漁船ごとの漁業種・漁場・漁労長・出航予定などが前述の海業振興情報発信基盤と繋がり観光客や市民が目の前の漁船の情報を容易に得ることにより、漁業の営みをより身近に感じられるようにし、漁港の魅力向上に繋げたい。

(2) コンセプト（=不確実性への挑戦）

現在は人の手によって港の状況を把握する段階に留まっており、漁船ごとの利用岸壁のタイムリーな調整や連続的な港の監視には至っていない。デジタルによる港の監視や各船のデータによる予定申告に基づくAIによる港の利用調整などデジタルハーバーマネジメントシステムを確立したい。デジタルがハーバーマスターとなる漁港の創造である。

(3) 事業概要

① 適用領域

気仙沼漁港

② 取組み内容

- ・係船管理・采配・監視システムの構築

- ・漁船プロフィールの作成とシステムへの紐づけ、動画配信

③ 活用するデジタル技術

- ・カメラ・AI
- ・映像／画像解析
- ・動画配信

- ・係船調整システム
- ・施設管理システム

④ 期待される直接的な効果

- ・係船管理の省力化・効率化
- ・漁港利用の最適化・高度化
- ・船/港/市場のコンテンツ化

⑤ 地域経済への波及効果

- ・漁港の安全・防犯対策
- ・入出船・係船情報の観光での活用

⑥ 乗り越えるべきハードル

- ・船舶に関する映像・画像解析技術
- ・出港・係留に関する行政手続きのオンライン化

⑦ KPI

- ・スムーズな漁港利用
- ・安全・安心な漁港利用

※取組みの性質上、KPIの数値化は困難であることから、本構想においては記載しない。

⑧ ベンダー・ステークホルダー

システムインテグレーター、宮城県、全国漁港漁場協会 等

⑨ 実施期間：令和7年度～令和8年度

本取組みのうち係船管理に必要なデジタル技術は、カメラ及び画像認識システムや駐車場管理システム等の応用等が想定されるため、短期的な実現可能性も考えられるが、気仙沼漁港は広大な面積を有しており、またその管理者は宮城県であるといった、特定第三種漁港の特徴を考慮し、設備投資規模の詳細検討や宮城県との協議の必要性から、中期以降の取組みとして、

実施期間を令和7年度～令和8年度とする。

取り組み	適用領域	活用するデジタル技術	課題解決、実現効果	乗り越えるべきハードル
係船管理・采配・監視システムの構築 漁船プロフィールの作成とシステムへの紐づけ、動画配信	気仙沼漁港	カメラ・AI 映像／画像解析 動画配信 係船調整システム 施設管理システム	係船管理の省力化・効率化 漁港利用の最適化・高度化 船/港/市場のコンテンツ化	船舶に関する映像・画像解析技術 出港・係留に関する行政手続きのオンライン化
参考情報（事例・技術・戦略等）				ベンダー・ステークホルダー 地域経済・社会への波及効果
港湾関連のシジタル化・データ連携（国土交通省） 船舶係留システム開発 神奈川県海事・漁港監視カメラMAP				港湾の安全・防犯対策 入出船・係船情報の観光での活用
KPI				実施年度 令和7年度～令和8年度
・スムーズな漁港利用 ・安全・安心な漁港利用 ※船舶に関する映像・画像解析技術 ・出港・係留に関する行政手続きのオンライン化				本構想においては記載しない。

3.2.7. R8-1 : 海の”見える化”・海況データ共有基盤

(1) 背景及び目的

沿岸域をフィールドとする定置網、小型漁船、養殖漁業は漁場を求めて船が移動する遠洋・沖合漁業と違い、海況の変化によって大きく結果が左右される宿命にある。何が、どれだけ、いつまで、獲れるか分からないままに網上げを毎日繰り返す定置網、温暖化による魚種の変化などに翻弄される小型漁船、海の状態が生育や品質に直結する養殖漁業。距離は近いのにその状態の見える化が進んでいないのが沿岸域である。漁具やブイへの観測装置やカメラの設置、通信による陸上での24時間モニタリング、AIによる解析、データの蓄積など、その結果を活用して個別・最適で効率の良い漁業を展開すると共に養殖物の品質の維持・向上を目指す。

(2) コンセプト（=不確実性への挑戦）

沿岸域のデジタルによる見える化を進め、沿岸漁業の効率化と養殖物の品質の確保など生産性の向上を実現する。網入れ時期、網上回数・タイミング、販売準備／魚種・漁場選定、漁具の調整／養殖量・作業過程・時期の調整などの最適化を目指す。併せて、漁業従事者の減少、高齢化のなか、生産や生産現場での不確実性を低減させより陸上に近い職場環境と若者にとって魅力あるデータベースードな産業としての生まれ変わりを標榜する。

(3) 事業概要

① 適用領域

沿岸、養殖

② 取組み内容

- ・定置網魚探、養殖筏スマートブイ、水上/水中ドローン、デジタル浮遊漁礁、海洋レーダー等の活用により、海中データの採取及び共有を行い、気仙沼沿岸の見える化を実施

③ 活用するデジタル技術

- ・衛星/無線通信（LTE/LPWA）
- ・カメラ/センサー
- ・画像/映像解析

- ・IoT/ドローン技術

④ 期待される直接的な効果

- ・漁場環境の可視化
- ・漁業活動の効率化
- ・養殖業生産の最適化

⑤ 地域経済・社会への波及効果

- ・沿岸漁業新規就業者数の増加
- ・密漁監視や海難事故防止への応用

2. 報告1 R7-3: デジタルハーバーマネジメントシステム②

<R7-3> デジタルハーバーマネジメントシステム

(不確実性への挑戦)

現在は人の手によって港の状況を把握する段階に留まっており、漁船ごとの利用岸壁のタイムリーな調整や連続的な港の監視には至っていない。デジタルによる港の監視や各船のデータによる予定申告に基づくAIによる港の利用調整などデジタルハーバーマネジメントシステムを確立したい。デジタルがハーバーマスターとなる漁港の創造である。

取り組み	適用領域	活用するデジタル技術	課題解決、期待効果	乗り越えるべきハードル		
係船管理・采配・監視システムの構築 漁船プロフィールの作成とシステムへの紐づけ、動画配信	気仙沼漁港	カメラ・AI 映像／画像解析 動画配信 係船調整システム 施設管理システム	係船管理の省力化・効率化 漁港利用の最適化・高度化 船/港/市場のコンテンツ化	船舶に関する映像・画像解析技術 出港・係留に関する行政手続きのオンライン化		
参考情報（事例・技術・規制等）		ベンダー・ステークホルダー		地域経済・社会への波及効果		
港湾関連のデジタル化・データ連携（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/kowan/content/2_kanri.pdf		システムインテグレーター 宮城県 全国漁港漁場協会 等		漁港の安全・防犯対策 入出船・係船情報の観光での活用		
船舶係留システム開発: https://www.jcca.or.jp/files/achievement/hokoku/etc/r01gyomukenkyu/4-3.pdf						
神奈川県海岸・港湾監視カメラMAP https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/tsunami/p613103.html						
KPI	実施年度					
・スムーズな漁港利用 ・安全・安心な漁港利用 ※取組みの性質上、KPIの数値化は困難であることから、本構想においては記載しない。	令和7年度～令和8年度					

3. 報告2 今年度取り組みスケジュール

取組みの優先順位の見直し

分科会	取組	見直し	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
A	R6-1: 洋上支援デジタル基盤-Phase1-	見直し前				
		見直し後				
	R7-1: 海洋観測データによる漁業支援システム	見直し前				
		見直し後				
B	R6-2: 漁業／水産／海業 求人ポータル・人材バンク	見直し前				
		見直し後				
	R8-1: 海の“見える化”・海況データ共有基盤	見直し前				
		見直し後				
C	R7-2: 海業振興情報発信基盤“みんなの港”	見直し前				
		見直し後				
D	R7-3: デジタルハーバーマネジメントシステム	見直し前				
		見直し後				
E	R6-3: 水産行政・研究データ基盤	見直し前				
		見直し後				
	R8-2: 水産バリューチェーン情報連携プラットフォーム	見直し前				
		見直し後				

分科会Dのスケジュール案

分科会の開催	10月			11月			12月			1月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
分科会の開催													
R7-3													
現況把握													
関係機関協議													
事業展開可能性検討													
まとめ													

4. 報告3 気仙沼漁港の利用と管理に関する要旨（事務局まとめ）

1. 総論

- ① 気仙沼漁港（特定第三種漁港）は県管理
- ② 漁港利用は自由を原則とするが、気仙沼漁港は利用者が多いため、「気仙沼漁港利用協議会（以下、「協議会」）を発足し、漁港利用の実務を担っている。
- ③ 協議会は、年間約200万円の予算で活動
※収入：県・市・関係機関の負担金／支出：監視員の人物費
- ④ 岸壁利用は、漁期に応じて、県・協議会が方針を定めて、関係者に周知。
※周知方法：関係機関通知、漁港エリア掲示、県HP・市広報掲載など

2. 漁港利用者は

- ① 利用方針に基づき自由に係留先を確保して利用
- ② カツオ船、サンマ船、近海船などは水揚げ目的に入港するため、問屋が介在し係留先の調整を担っている。気仙沼漁協はこの入港を把握している。
- ③ 遠洋船は、「えんよう」「北かつ」が係留先の調整を担っている。水揚げに関わらないため、気仙沼漁協はこの入港を把握していない。
- ④ 上記大型船の係留エリアは、港町出港岸壁、コの字岸壁エリア
- ⑤ 大型船は仕込み・艤装・出港等を目的に朝日ふ頭（商港）岸壁も利用。
※朝日ふ頭（商港）岸壁（国交省・県土木事務所管理）…第1～6バースあるうち、第1・2バースについて、協議会がシーズンに応じて利用の調整役を担っている。
第3～6バースは船・船主が県土木事務所に直接相談のうえ利用。
- ⑥ 小型船は内湾とコの字北側を利用し、自分が留める場所としてある程度固定化
- ⑦ 近海マグロ船、近海トロール船（造船所がコントロール）ドック絡みの係船あり。
2週間～1ヶ月間で、コの字岸壁を中心に、港町出港岸壁を利用
- ⑧ まき網運搬船の水揚げ後係船。まき網船団一ヶ統毎の係船（通常4隻）、水揚げ後、申し合わせ休漁中（漁場が気仙沼に近い時・水揚げした時に係船可能性あり）。
※まき網船団は夜出港、翌朝～午前中帰港。

3. 漁港管理側は

- ① 協議会の監視員（2名）は毎日係留状況を確認し（9時開始）、2回（月・木）／週ペースで「係船調書」を作成し、実績ベースで利用状況を把握
- ② 利用方針に反する係留船については、自らは指導せず、県が対応

- ③ 監視員は漁船員OBが低賃金で担っている状況にあるほか、高齢につき雇用継続が課題

- ④ 仮に監視員がいなくなつた場合、利用方針のとおりの運用が崩れるおそれ
※実例：港町桟橋エリアにおける19t小型船の横付け係留

4. 長期係留について

- ① 発生場所はコの字のみならず、湾内全域で発生しうる。
- ② 県漁港管理条例において、長期係留は6月以上係留しているものを対象としている。
- ③ 条例上定める岸壁使用料は、大型船の場合、
 - ・6月～1年：@650円／日（約20,000円／月）
 - ・1年以上：@850円／日（約25,000円／月）
- ④ 大型漁船の長期係留は県内他港ではあまり例がなく、実質的に気仙沼漁港特有の課題。
- ⑤ 県では6月以上の長期係留船について注視し、1年以上の長期係留の事実が認められるケースに対処している。
- ⑥ 今年から、サンマ船について、長期係留の事実を確認し、緊急連絡先の確認・把握を始めた

5. 係留先の確保が間に合わない事態は、時化などで生じる。

- 6. 関係者により係留先の確保に努めるが、入港前に係留先が確保できない場合は、他港へ行ってもらうほか、水揚げ後すぐ出航するケース、例外的に市場に係留するケースもある。

- 7. (2～8)まき網船に関して) 釧路、八戸、小名浜、銚子はまき網船団に対応できる岸壁が豊富で横付けの対応に対し、気仙沼漁港は縦付け。⇒港間競争のハンデ

8. 過去において、

- ① 協議会は港町出港岸壁エリアに監視棟があり、そのエリアのみを管理し、コの字岸壁エリアは県が直接管理していた。現行体制は震災後から。
- ② 係留費用を徴取し、協議会収入にしていた
※横付け：@500円／日、縦付け：@300円／日
- 9. 内湾奥について、アクティビティ利用の社会実験を行っているが、隣接する漁船への理解を行つて対応している。将来的にエリアの特定をイメージしている。

5. 報告3 気仙沼漁港の管理者について



【管理者】

- 施設管理者
宮城県
- 利用の管理実務
気仙沼漁港利用協議会※

【気仙沼漁港利用協議会】

(以下、「協議会」)

- 事務局
気仙沼漁業協同組合
- 事業
気仙沼漁港区域内の
岸壁・背後地の適正利用
に関すること
- 構成・予算等
別添参照1

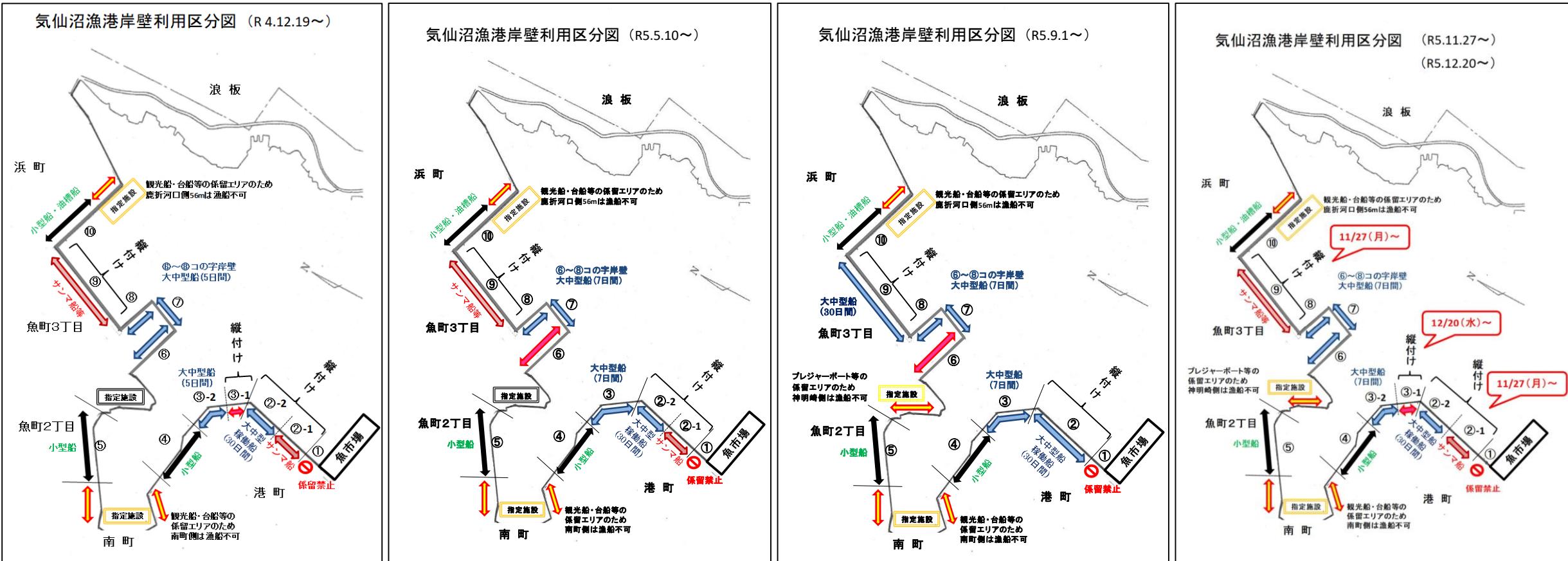
6. 報告3 気仙沼漁港の利用と管理について①

【利用】

- ① 岸壁の利用は漁期に応じて、宮城県と協議会が方針（漁船・期間など）を設定し、関係者へ周知（下図）
- ② 利用方針に基づき、漁船は問屋等を介して自由に係留
- ③ 係船料は無し

【管理】

- ① 協議会が雇用する監視員2名（漁船乗組員OB）により、2回（月・木）／週で監視し、係船調書により利用状況を管理
- ② 方針に違反する漁船に対する指導は県職員が隨時対応
- ③ 6月以上の長期係留船について、県は要観察し、1年以上の長期係留に対処



7. 報告3 気仙沼漁港の利用と管理について②

令和5年11月10日（№.43）
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部
気仙沼漁港利用協議会

気仙沼漁港の岸壁利用について（お願い）

本県の漁港行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、これから気仙沼漁港においては、サンマ船の切り上げ等により係留岸壁が混雑する時期となり、水揚げに伴う大型船の利用や荒天による避難入港の際には、係留場所が不足することが懸念されます。
そこで、限られた岸壁を有効に活用するため、令和5年11月27日から、港町桟橋南側（利用区分②-1）及び魚町3丁目岸壁（利用区分⑨）を中期的な係留が見込まれるサンマ船等の係留岸壁とし、港町桟橋北側（利用区分②-2）を比較的短期の係留が見込まれる大中型の稼働船等の係留岸壁とします。
あわせて、氷仕込み専用としていたコの字岸壁南側（利用区分⑥）を通常の仕込み岸壁とします。
また、令和5年12月20日から、通常横付け利用としている港町桟橋の一部（利用区分③-1）を、当面の間、休憩用の縦付け係留岸壁とさせていただきます。
本漁港を利用される際には、下記の各岸壁の係留方法・用途・係留期限を遵守の上、利用いただきますようお願いします。また、係留期限に限らず、作業（籠装・修繕・仕込み等）終了後は、速やかな離岸に御協力願います。

【申し合わせ事項】

番号	区域【施設の長さ、水深(単位:m)】	対象船	係留方法	用途	係留期限
①	市場北側施設から60m [60,-6]			係留禁止	
②-1	港町桟橋（スガノ興産前まで）[100,-6]	サンマ船	縦付け	休漁等	中期
②-2	港町桟橋（スガノ興産～カメイ前）[150,-6]	大中型船（稼働船）	縦付け	休憩	30日間
③-1	港町桟橋（カメイ前）[60,-6～-4]	大中型船	縦付け	休憩	30日間
③-2	港町桟橋（カメイ前～お魚市場前）[110,-6～-4]	大中型船	横付け	修繕・仕込み	7日間
④	港町岸壁（お魚市場前から）[220,-4]	小型船	横付け	修繕・仕込み	
⑤	魚町2丁目岸壁[209,-3.5]	小型船	横付け	修繕・仕込み	
⑥	魚浜町コの字岸壁（南側）[150,-4.5]	大中型船	横付け	氷・エサ等仕込	7日間
⑦	魚浜町コの字岸壁（東側）[100,-4.5]	大中型船	横付け	籠装・氷・エサ等仕込	7日間
⑧	魚浜町コの字岸壁（北側）[115,-4.5]	大中型船	横付け	籠装・仕込み	7日間
⑨	魚町3丁目岸壁（ホiei～ヤヨイ前）[240,-4.5]	サンマ船等	縦付け	休漁等	中期
⑩	浜町桟橋（ほてい～ヤヨイ前）[152,-3]	小型船・油槽船等	横付け	休憩・修繕等	

※岸壁上の掲示・表示等を、上記利用の開始日前に事前に設置しますので、御承知願います。

宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部漁港管理班（0226-22-6825）

気仙沼漁港岸壁利用区分図（R5.11.27～）

（R5.12.20～）



8. 報告3 気仙沼漁港の利用と管理について③

令和5年6月2日										
会員各位 気仙沼漁港利用協議会 朝日ふ頭（商港）岸壁の利用について（お知らせ）										
<p>気仙沼漁港の利用については、日頃より皆様のご協力を賜り大変感謝申し上げます。さて、これから盛漁期を迎えるにあたり、係留岸壁不足の緊急対策として、本年度も朝日ふ頭（商港）岸壁の漁船の利用について、下記のとおり宮城県気仙沼土木事務所様の御理解・御協力を頂きましたのでお知らせいたします。</p> <p>なお、下記の条件に反した場合、今後利用来なくなることもありますので、皆様のご協力をお願いいたします。また、背後地の利用は色分けしているエプロン部内とし、利用した場合の片付け等については、利用者が責任を持って行って下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><利用方法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">係船場所 【用 途】</th> <th style="width: 35%;">窓 口</th> <th style="width: 50%;">備 考 利用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1バース 【氷仕込み等】</td> <td>気仙沼製氷冷凍業協同組合 担当：㈱岡本製氷 菅原常務 携帯：090-2602-1935</td> <td>使用期間：R5. 6～R6. 2まで 利用調整は製氷業者が行う <u>作業終了後速やかに離岸すること</u></td> </tr> <tr> <td>第2バース 【艤装・仕込み等】</td> <td>気仙沼漁港利用協議会 担当：気仙沼漁業協同組合 漁業指導共済課 電話：0226-23-3400</td> <td>使用期間：R5. 6. 4～R5. 8. 31まで <u>予約はお受けしておりません。</u> <u>（空いていれば利用可）</u> 期間は5日以内を厳守し、作業終了後速やかに離岸すること</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※第3～第6バースについては、<u>漁港が利用できない場合</u>で、さらに上記1、2バースの空きが無いことを確認したうえでのみの利用となります。（朝日ふ頭は商港岸壁であり、商船が優先となりますので御理解願います。）事前にバース予約が必要となりますので、個別にお問い合わせ願います。</p> <p>問い合わせ先 「宮城県気仙沼土木事務所・行政班」 電話：0226-24-2539 (宮城県気仙沼合同庁舎内) (平日 8:30～17:00)</p> <p>第1・第2バースは、毎日各担当が使用状況を確認し、月末に実績報告を宮城県気仙沼土木事務所へ提出いたします。</p>		係船場所 【用 途】	窓 口	備 考 利用条件	第1バース 【氷仕込み等】	気仙沼製氷冷凍業協同組合 担当：㈱岡本製氷 菅原常務 携帯：090-2602-1935	使用期間：R5. 6～R6. 2まで 利用調整は製氷業者が行う <u>作業終了後速やかに離岸すること</u>	第2バース 【艤装・仕込み等】	気仙沼漁港利用協議会 担当：気仙沼漁業協同組合 漁業指導共済課 電話：0226-23-3400	使用期間：R5. 6. 4～R5. 8. 31まで <u>予約はお受けしておりません。</u> <u>（空いていれば利用可）</u> 期間は5日以内を厳守し、作業終了後速やかに離岸すること
係船場所 【用 途】	窓 口	備 考 利用条件								
第1バース 【氷仕込み等】	気仙沼製氷冷凍業協同組合 担当：㈱岡本製氷 菅原常務 携帯：090-2602-1935	使用期間：R5. 6～R6. 2まで 利用調整は製氷業者が行う <u>作業終了後速やかに離岸すること</u>								
第2バース 【艤装・仕込み等】	気仙沼漁港利用協議会 担当：気仙沼漁業協同組合 漁業指導共済課 電話：0226-23-3400	使用期間：R5. 6. 4～R5. 8. 31まで <u>予約はお受けしておりません。</u> <u>（空いていれば利用可）</u> 期間は5日以内を厳守し、作業終了後速やかに離岸すること								

朝日ふ頭（商港）岸壁管理図概要



区域	第1バース	第2バース	第3バース	第4バース		第5バース		第6バース	
				R	L	R	L	R	L
長さ	67m	60m	60m	130m		130m		130m	
水深	-4.5m	-4.5m	-4.5m	-7.5m		-7.5m		-7.5m	
期限	6～2月	6月4日～8月31日							
用途	氷仕込み等	艤装・仕込み等							
利用条件	積込み後速やかに離岸	5日以内を厳守 作業後速やかに離岸							

第3～第6バースについては、漁港が利用できない場合で、さらに1・2バースの空きが無いことを確認したうえでのみの利用となります。
(朝日ふ頭は商港岸壁であり、商船が優先となりますので御理解願います。)
事前にバース予約が必要となりますので、「宮城県気仙沼土木事務所・行政班」まで個別にお問い合わせ願います。

年間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第1バース												
第2バース												
第3～6バース												

利用：予約制（窓口：気仙沼製氷冷凍業協同組合）
用途：氷仕込み等
条件：積込み後速やかに離岸

利用：予約無し
用途：艤装・仕込み等
条件：5日間以内

利用：予約制（窓口：県土木事務所）
用途：不定
条件：漁港・1・2バースの空きがない場合のみ可能

※朝日ふ頭（商港）の利用状況は監視員の確認により把握

9. 報告3 気仙沼漁港の利用と管理について④

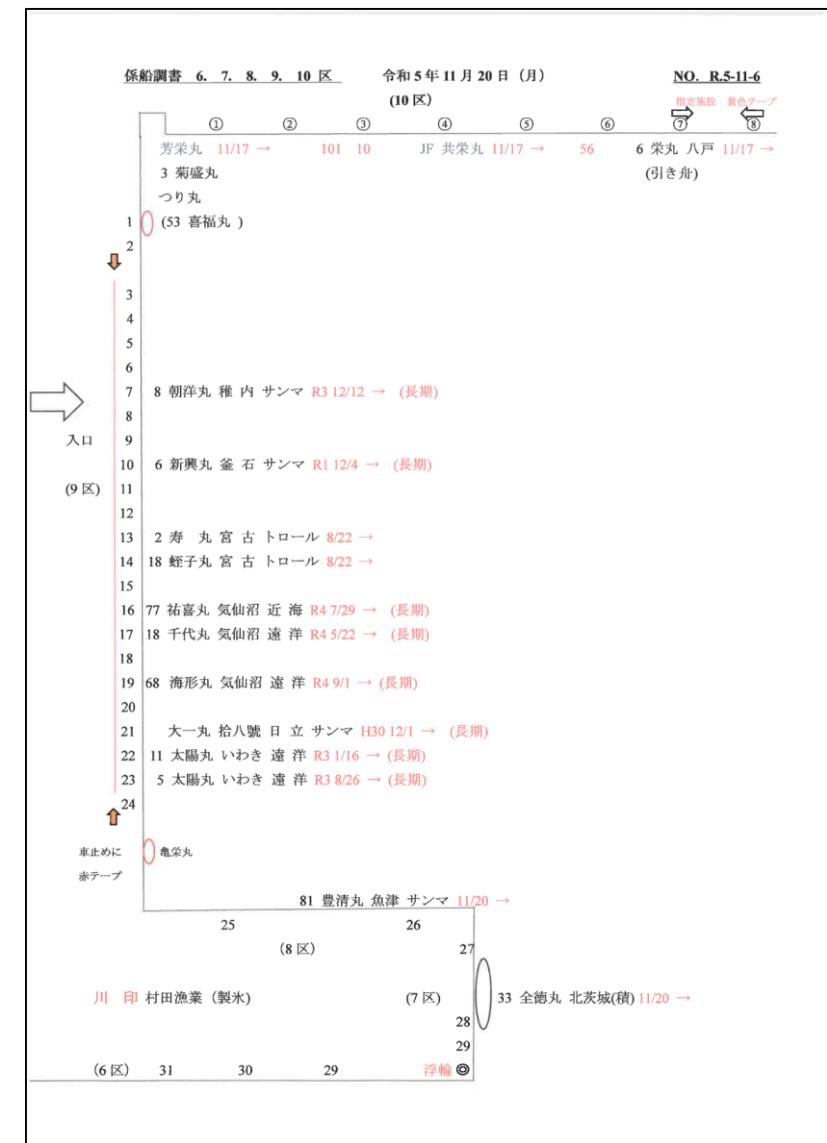
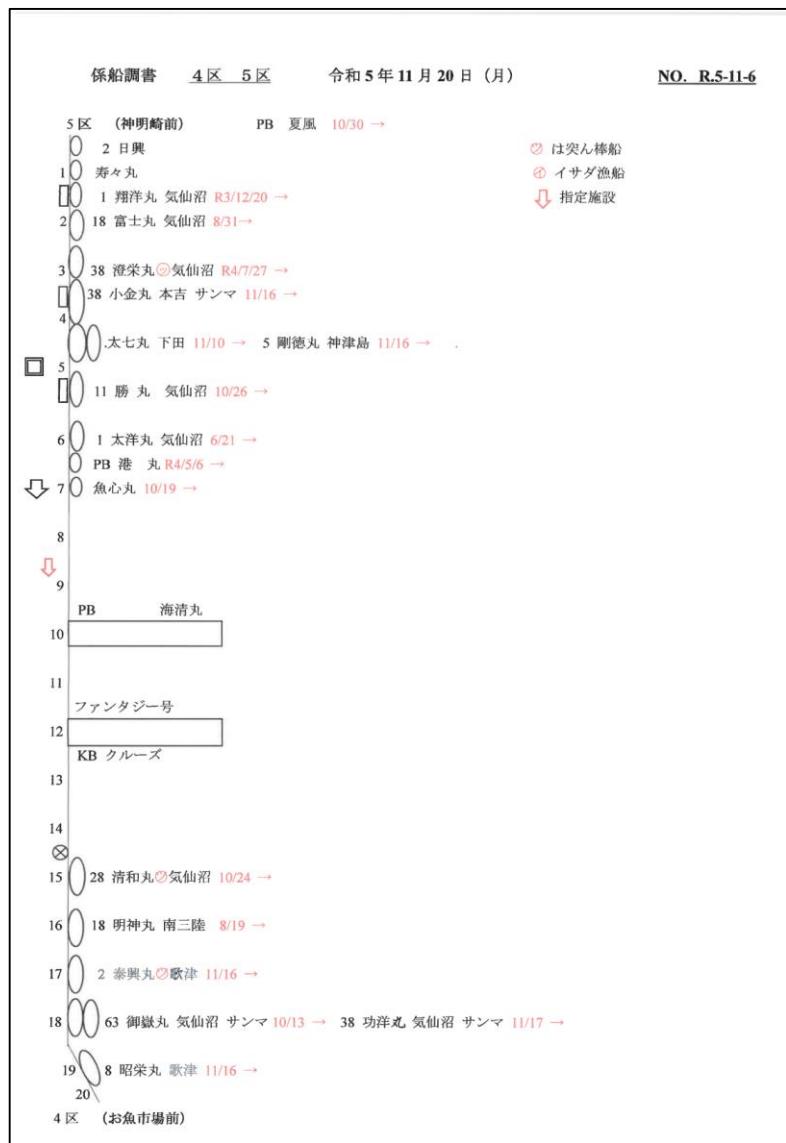
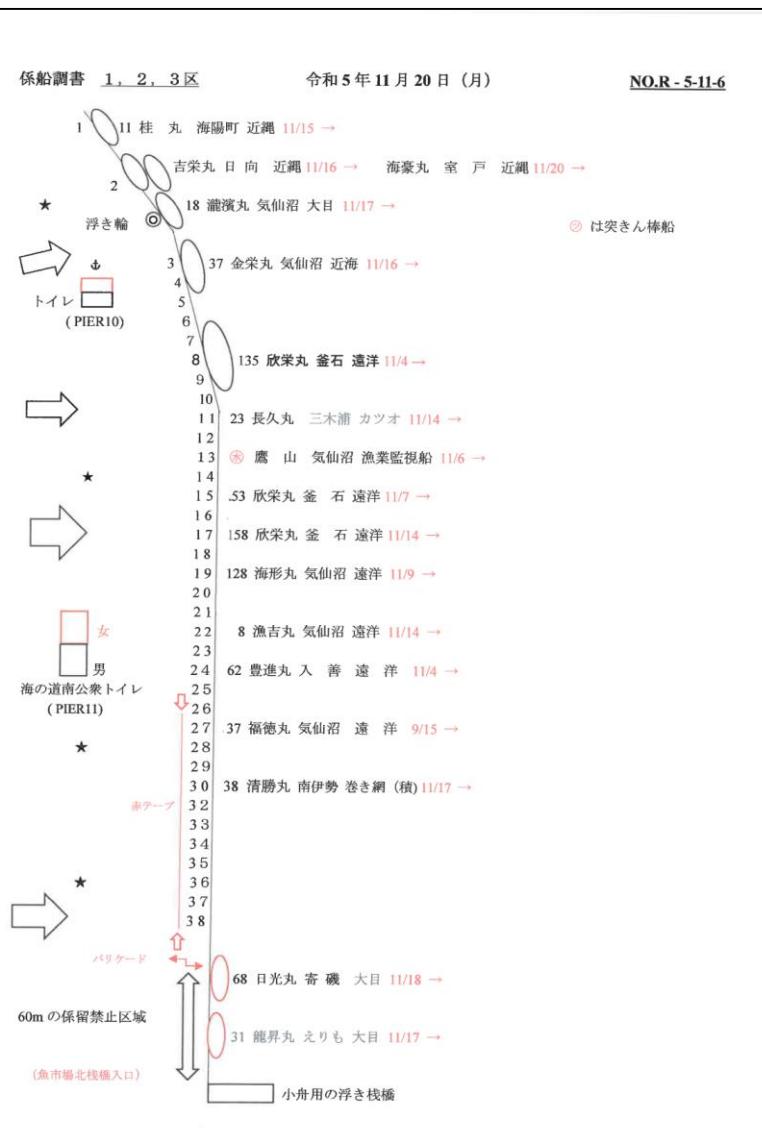
気仙沼漁港岸壁掲示 設置位置図

(R5.11.22現在)



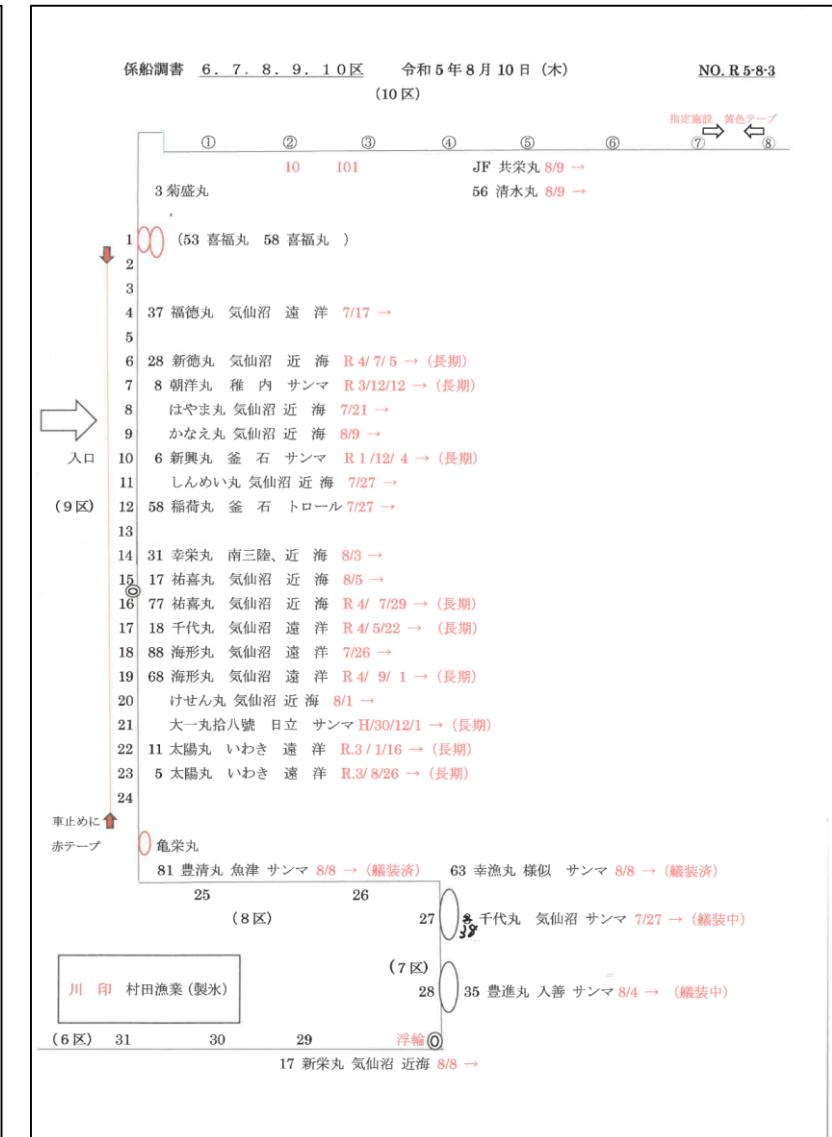
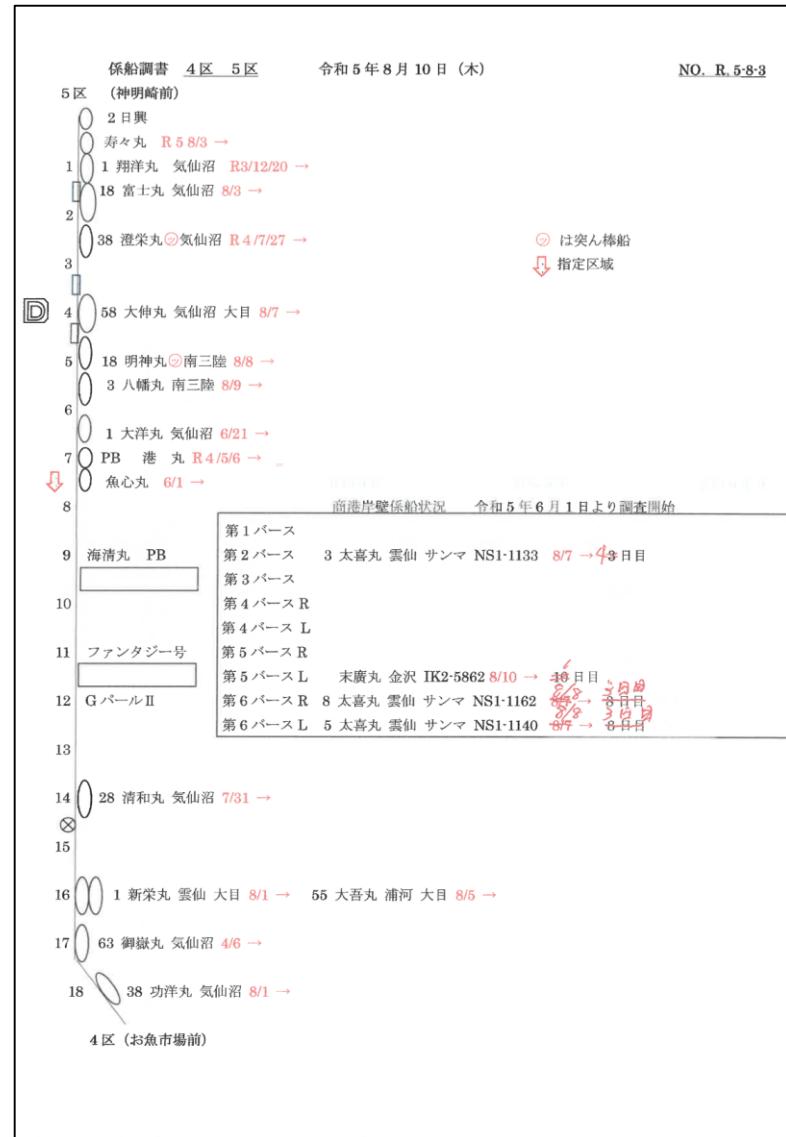
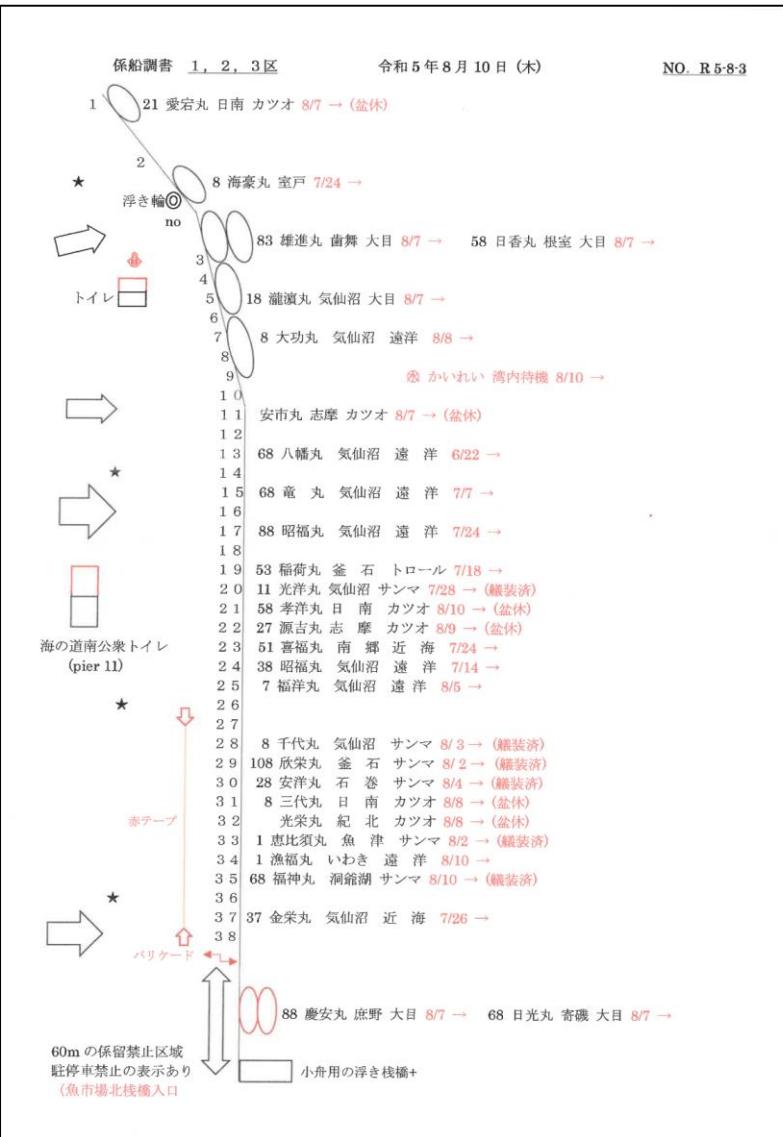
10. 報告3 気仙沼漁港の利用と管理について⑤

【係船調書 (R5.11.20時点)】



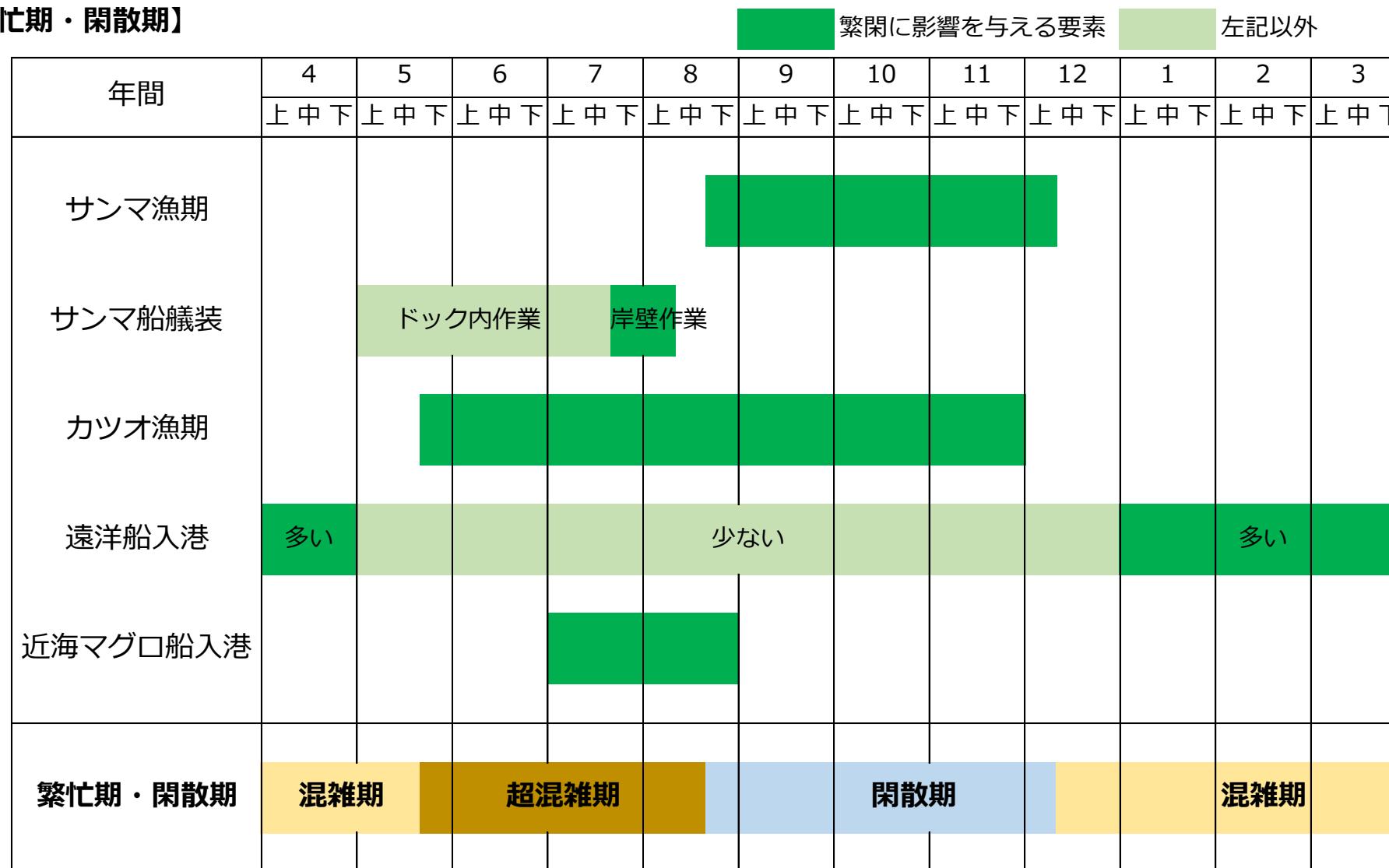
11. 報告3 気仙沼漁港の利用と管理について⑥

【係船調査 (R5.8.10時点)】



12. 報告3 気仙沼漁港の利用と管理について⑦

【気仙沼漁港の繁忙期・閑散期】



※係船調書をもとに、各係留状況の詳細は第2回分科会までに作成（別添参照2）

1 3. 協議 1 R7-3取組みの方向性について

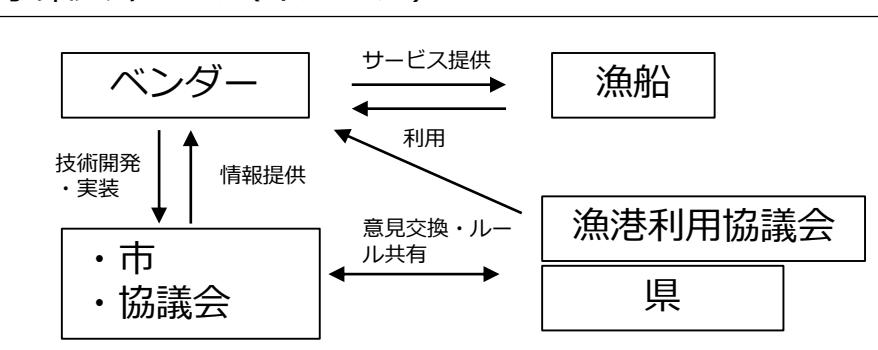
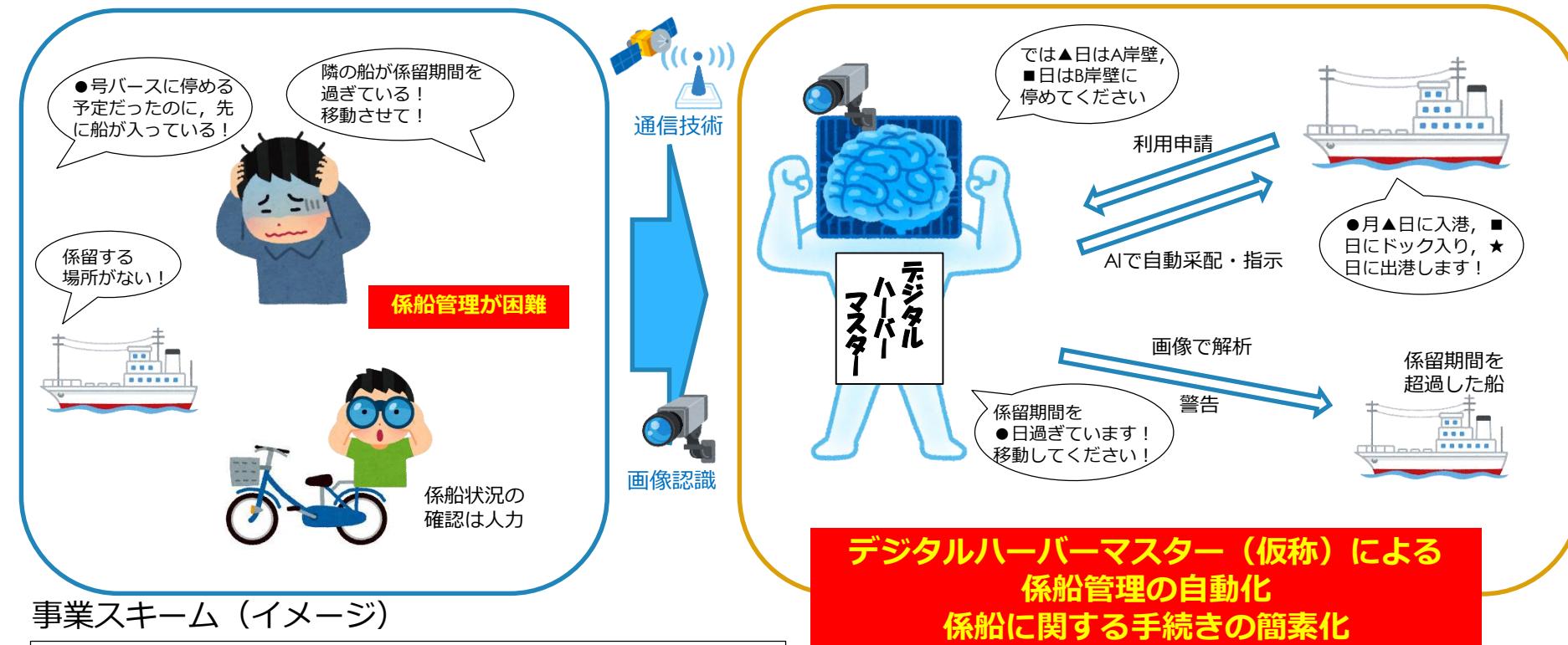
Q : どのような取組みになればよいか。

14. 協議1（参考資料1） R7-3：デジタルハーバーマネジメントシステム



（不確実性への挑戦）

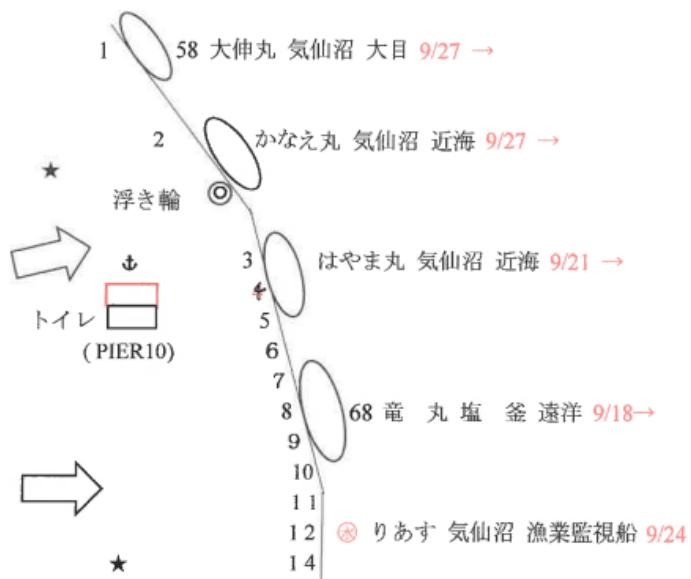
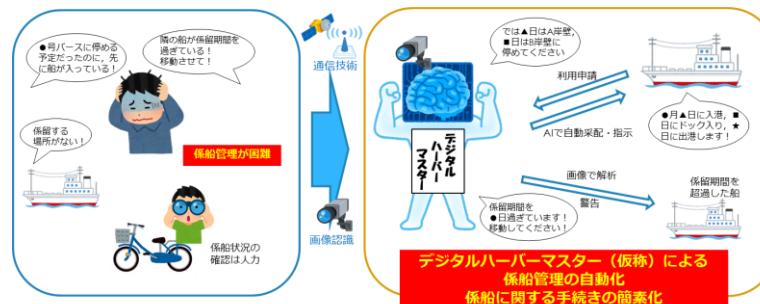
現在は人の手によって港の状況を把握する段階に留まっており、漁船ごとの利用岸壁のタイムリーな調整や連続的な港の監視には至っていない。デジタルによる港の監視や各船のデータによる予定申告に基づくAIによる港の利用調整などデジタルハーバーマネジメントシステムを確立したい。デジタルがハーバーマスターとなる漁港の創造である。



漁港の安全・防犯対策 入出船・係船情報の観光での活用

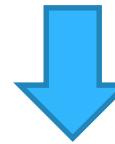
KPI	実施年度
<ul style="list-style-type: none"> スムーズな漁港利用 安全・安心な漁港利用 <p>※取組みの性質上、KPIの数値化は困難</p>	令和7年度～令和8年度

15. 協議1（参考資料1） R7-3：ゴールイメージ



係船の自動采配はデータ不足であり、すぐに着手することは難しいため、
まず、各漁船の係船状況（利用申請状況）等を
日別でデータベース化し、「見える化」を図る

日付	船籍	登録番号	船名	漁業種	到着時刻（予定）	係留場所	出港時刻（予定）	...
2023/4/1	MG	MG1-0000	A丸	遠洋鮪延縄	4:00	③	...	
2023/4/1	KO	KO1-0000	B丸	鰹一本釣	4:30	②	...	
2023/4/1	TY	TY1-0000	C丸	さんま棒受網	0:00	②	...	
2023/4/2	MZ	MZ1-0000	D丸	鰹一本釣	9:00	②	...	
2023/4/4	MG	MG2-0000	E丸	小型大目	15:00	④	...	
...	



参考：市庁用車予約・管理システム

車両予約		予約	2023.09.29 - 2023.10.05		本日	1日	1週	2週	月
		2023.09	29(金)	30(土)	1(日)	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)
7号車出張1602ヴィッツ（会議所脇）前駆ETC									
8号車出張1603ヴィッツ（会議所脇）前駆ETC									
9号車出張3430ヴィッツ（会議所脇）四駆ETC									
10号車出張3431ヴィッツ（会議所脇）四駆ナビETC									

16. 協議1（参考資料2） 取組み別勉強会（1／2）

発言者	発言要旨
菅原市長	<p>① 多種多様な漁船が利用している気仙沼漁港の利用状況は各船が最適に利用できている状態ではないという問題意識が1点、また、漁港利用協議会では、現在人力で実施している係船管理（係船状況の確認）について、将来的に担い手がいなくなることを危惧しており、デジタルによって係船状況を手元に集められないか、というのが1点。</p> <p>② 船の入港～岸壁利用のスケジュールを収集し、最適な利用方法を算出することができないか。必要なのは、ルールの作成がひとつ。そのためには、船を利用実態に応じてカテゴライズする必要がある（入港・出港スケジュールに一定のパターンがある船、売船待ちやサンマ船等の長期係留船、カツオ船のような入出港が不定期かつ頻繁な船 等）</p> <p>③ パターン化できる船の利用申請→整理という部分にデジタルが活用可能と考える。</p> <p>④ 海業の中で観光客向けに、漁港内の船の出港予定や船の基本情報等を発信することができたらということも考えている。</p> <p>⑤ 係船状況の把握についてはカメラがどれくらい必要になるのか、どれくらいのコストがかかるか等を検討していく必要がある。</p> <p>⑥ 岸壁の予約システムにより、今、空いているのか、予約されているのか等がリアルタイムで把握できたらよい。</p>
種子野 デジタル 補佐官	<p>① ルール・ポリシーの構築も必要であり、物理的なキャパシティの確保という問題もあり、これはこれで解決に取組む必要があるが、並行して、現状どう利用されているのかをどれだけリアルタイムに把握できるかを、より簡単な方法で把握するがまず前段階にあるかと思う。</p>
気仙沼漁 協・斎藤 組合長	<p>① 気仙沼漁協という立場での意見になるが、繁忙期に係留場所が足りないという問題は、比較的頻繁に発生している状況。一定のルールを定めることも大事であるが、そもそもキャパオーバーしているというのが悩み。</p> <p>② より現状をリアルタイムで把握することができないか、というのがひとつ。</p>
宮城県	<p>① 漁港管理については、国交省との連携はない。</p> <p>② キャパオーバーの件、長期係留船の件については、デジタル化のみならず、あわせて考えていく必要がある。特に長期係留船については、なかなかコントクトが取れず県も苦慮している。</p> <p>③ 原則として、漁船による漁港利用は、各々が自由に使ってくれというのが県のスタンスである一方、気仙沼漁港は昔から大変混雑しており、船主や問屋から多くの要望をいただくこともあった。それを受け、現在、漁港利用協議会が発足しているという歴史がある。</p> <p>④ 上記の事情等を踏まえ、係船状況を網羅的に把握することについては、県が直接関与することは難しいと思うが、デジタル化によってよりよい係船管理を模索していくこうという取組みについては、県としても協力が必要かと思う。</p> <p>⑤ 新たな係留場所等の整備については、まず、現在実施している大水深岸壁が最優先ということで水産庁とも調整している。波板の整備要望については県も把握はしているが、具体的な事業化については現時点では回答できない。</p>

17. 報告3（参考資料2）取組み別勉強会（2／2）

発言者	発言要旨
みらい造船・中居工場長	<p>① 長期係留船については、申請することとしてもらっているが、売船待ちということで申請しているものが本当に売船予定なのかどうか判断がつかない。</p> <p>② 廃業し売船待ちとしている船の管理が船主でなくなっている。また、船主と付き合いのあった造船所やエンジンメーカー等は知らぬ存ぜぬの状態で、そういう船の管理をなぜかみらい造船が行っている状況あり、みらい造船（＝中居工場長）が責任者にコンタクトを取ったりしている。</p> <p>③ ルール付けや係船状況の把握も大切であるが、責任の所在があいまいなのが最大の問題であり、疑問である。（ルールを逸脱船に対してどこが責任をもって指示を出すのか？）</p> <p>④ ルールが定められた上で、キャパオーバーした場合の対応はどうするべきか等の問題もある。</p>
気仙沼漁協・松野課長	<p>① 漁港利用協議会としては、サンマ船の長期係留の時期や廃業に伴う長期係留場所の確保について、申し合わせという形で一定のルールを定めているが、必ずしも規則に沿った利用がなされているとは言い難い状況。</p> <p>② 昨年から、長期係留にあたっては県へ岸壁の利用予定を申請してもらうようお願いしている状況。</p>

令和 5 年度 総 会 議 案 書

日 時 令和 5 年 6 月 5 日 (月) 午後 1 時 30 分

場 所 気仙沼市魚市場 3 階 第 2 会議室

気仙沼漁港利用協議会

令和 5 年度定期総会

次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 祝 辞

4. 議長選出

5. 議 事

議案第 1 号 令和 4 年度事業報告並びに収支決算承認の件

議案第 2 号 令和 5 年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

議案第 3 号 会員負担金について

6. そ の 他

(1) 気仙沼漁港内の安全対策について

(2) 朝日ふ頭 (商港) 岸壁の漁船利用について

(3) 大水深岸壁について

(4) 内湾のアクティビティ・社会実験について

(5) みなとまつり実施に伴う協力依頼について

7. 閉 会

議案第 1 号

令和 4 年度事業報告

1. 係留船の調査について

気仙沼漁港内（港町岸壁から浜町桟橋まで）の係留船調査及び、盛漁期の係留岸壁不足の緊急対策として、6 月から 8 月の間に限定して包括的に朝日ふ頭・第 2 バースの使用許可を受けたことから、調査区域を拡大して係留岸壁の効率的な利用の推進に努めました。

2. 気仙沼漁港内の「岸壁利用申合せ」について

係船区域を有効に活用するため、全体会議や関係者との協議を行いながら「岸壁利用の申し合わせ」により係船方法等を定め、混雑を軽減し、円滑な利用の推進に努めました。

3. 港町岸壁背後地の適正利用の推進について

宮城県及び気仙沼市による岸壁背後地の修復作業が行われており、秩序ある利用の推進に努めました。

4. その他

湾内で海上行事が行われる際の航行・停泊の禁止について、会員等に対し広く周知に努めました。

令和4年度庶務事項

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日
気仙沼漁港利用協議会

年月日	項目
R4.4. 1	気仙沼市長より行政財産の目的外使用許可通知受理
4. 8	宮城県知事宛令和3年度事業実績報告書提出
5. 3	監視所ゴールデンウィーク業務休業 5/5まで
5.19	朝日ふ頭の氷積込作業及び艤装仕込みでの使用について宮城県気仙沼土木事務所へ要望（宮城県気仙沼土木事務所）
5.24	宮城県水産林政部水産業基盤整備課による令和3年度補助金の額の確定に係る現地調査（気仙沼市魚市場3階会議室）
5.26	令和4年度幹事会開催（気仙沼市魚市場3階会議室） (1)令和4年度定期総会開催について
5.30	宮城県知事より令和3年度事業運営費補助金の額の確定通知受理
6. 2	令和4年度定期総会開催（気仙沼市魚市場3階会議室） (1)令和3年度事業報告並びに收支決算承認の件 (2)令和4年度事業計画（案）並びに收支予算（案）承認の件 (3)会員負担金について (4)任期満了に伴う役員改選について
6. 6	宮城県知事より令和4年度事業運営費補助金内示通知受理
6. 9	宮城県知事宛令和4年度事業運営費補助金交付申請書提出
6. 9	気仙沼市長宛令和4年度補助金交付申請書提出
6.15	宮城県知事より令和4年度事業運営費補助金交付決定通知受理
6.17	気仙沼市長より令和4年度補助金交付決定通知受理
6.21	気仙沼市長宛令和4年度補助金概算払請求書提出
6.27	宮城県知事宛令和4年度事業運営費補助金概算払請求書提出
7.13	宮城県知事より令和4年度事業運営費補助金入金（73万円）
7.15	気仙沼市長より令和4年度補助金入金（95万円）
12.29	監視所年末年始休業 1/3まで
R5. 3. 1	気仙沼市長宛行政財産の目的外使用申請書（R5.4.1～R6.3.31）提出
3. 3	宮城県知事宛事業運営費補助金増額等請願書提出
3. 3	気仙沼市長宛補助金増額等請願書提出②
3.31	宮城県知事宛令和4年度事業運営費補助事業完了届提出
3.31	気仙沼市長宛令和4年度事業実績報告書提出

議案第1号

令和4年度収支決算報告

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

収入総額 2,418,670円
支出総額 2,052,890円
差引残高 365,780円

1. 収入の部

○…増 △…減 単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
受入負担金	244,000	244,000	0	令和4年度会員負担金
補 助 金	1,680,000	1,680,000	0	宮城県 780,000・気仙沼市 950,000
雑 収 入	36	6	△30	貯金利息
借 入 金	300,000	300,000	0	気仙沼漁協より
繰 越 金	194,664	194,664	0	令和3年度より繰越
合 計	2,418,700	2,418,670	△30	

2. 支出の部

○…増 △…減 単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
人 件 費	1,894,000	1,657,347	△236,653	給料・労働保険料 監視員2名分
事 務 費	10,000	6,490	△3,510	監視所事務用品代
備 品 費	10,000	0	△10,000	
通 信 費	20,000	21,261	1,261	監視所電話代・切手代
水道光熱費	65,000	63,402	△1,598	監視所水道電気代・灯油代
会 議 費	5,000	4,390	△610	会議お茶代・会議室冷暖房使用料
雑 費	10,000	0	△10,000	
借 入 金	300,000	300,000	0	気仙沼漁協へ返済
予 備 費	104,700	0	△104,700	
合 計	2,418,700	2,052,890	△365,810	

※監視員勤務時間 7時30分～11時00分 (3.5時間)

令和4年度補助金並びに会員負担金

(単位:円)

科 目	団 体 名 称	金 領
補 助 金	宮 城 県	730,000
	氣 仙 沼 市	950,000
	小 計	1,680,000
負 担 金	氣仙沼漁業協同組合	50,000
	氣仙沼遠洋漁業協同組合	30,000
	(一社)宮城県北部鰹鮪漁業組合	20,000
	宮城県北部船主協会	20,000
	氣仙沼魚問屋組合	10,000
	氣仙沼地区近海鰹鮪漁業組合	10,000
	宮城県石油商業協同組合氣仙沼支部	10,000
	氣仙沼製氷冷凍業協同組合	10,000
	氣仙沼地区さんま組合	10,000
	氣仙沼鉄工機械協同組合	10,000
	氣仙沼船具商組合	10,000
	東北船舶電装協議会	10,000
	氣仙沼船舶無線工業会	10,000
	宮城県漁業協同組合氣仙沼総合支所	10,000
	株式会社みらい造船	10,000
	株式会社氣仙沼船食	5,000
	株式会社萩野谷塗装店	3,000
	株式会社サイペン	3,000
	アサヤ株式会社	3,000
小 計 (19 件)		244,000
総 合 計		1,924,000

監 査 報 告

令和4年度気仙沼漁港利用協議会の収支決算書並びに会計関係帳簿書類等を監査した結果、適正かつ正確であることを認めます。

令和5年5月15日

監 事 吉 田 鶴 男



監 事 松 野



議案第2号

令和5年度事業計画（案）

気仙沼漁港施設の適正なる利用を図り、漁業及び漁港関係者の業務の円滑なる推進等に寄与するため、次の事業を行うものとする。

1. 岸壁の適正利用の推進について

港町岸壁より、魚町・魚浜町（コの字）岸壁、浜町桟橋までの係留船調査を行い、係留岸壁の効率的な利用の推進を図る。

2. 岸壁背後地の適正利用の推進について

県・市が行う利用計画実施に対し、その推進に協力する。

3. 気仙沼漁港内の安全対策について

県・市と協力し、安全な岸壁利用の推進に協力する。

4. その他の

ア 利用者が用途に応じた係留ができるよう、必要に応じて検討会等を開催し、気仙沼漁港内岸壁の円滑な利用の推進に努める。

イ 目的達成を図るため必要な事業を行う。

議案第2号

令和5年度收支予算(案)

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

収入総額 2,289,800円
支出総額 2,289,800円

1. 収入の部

○…増 △…減 単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘要
受入負担金	244,000	244,000	0	令和5年度会員負担金
補 助 金	1,680,000	1,680,000	0	宮城県 730,000・気仙沼市 950,000
雑 収 入	20	36	△16	貯金利息他
借 入 金	0	300,000	△300,000	気仙沼漁協より
繰 越 金	365,780	194,664	○171,116	令和4年度より繰越
合 計	2,289,800	2,418,700	△128,900	

2. 支出の部

○…増 △…減 単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘要
人 件 費	1,894,000	1,894,000	0	監視員給料・労働保険料 2名分
事 務 費	10,000	10,000	0	監視所事務用品代
備 品 費	10,000	10,000	0	監視所備品
通 信 費	5,000	20,000	△15,000	監視所電話代・切手代他
水道光熱費	70,000	65,000	○5,000	監視所水道電気代・灯油代
会 議 費	5,000	5,000	0	会議お茶代他
雑 費	10,000	10,000	0	
借 入 金	0	300,000	△300,000	気仙沼漁協へ
予 備 費	285,800	104,700	○181,100	決算後の人件費の運用
合 計	2,289,800	2,418,700	△128,900	

※監視員勤務時間 7時30分～11時00分(3.5時間)

議案第3号

令和5年度補助金並びに会員負担金（案）

（単位：円）

科 目	団 体 名 称	金 額
補 助 金	宮 城 県	730,000
	気 仙 沼 市	950,000
	小 計	1,680,000
負 担 金	気仙沼漁業協同組合	50,000
	気仙沼遠洋漁業協同組合	30,000
	(一社) 宮城県北部鰹鮪漁業組合	20,000
	宮城県北部船主協会	20,000
	気仙沼魚問屋組合	10,000
	気仙沼地区近海鰹鮪漁業組合	10,000
	宮城県石油商業協同組合気仙沼支部	10,000
	気仙沼製氷冷凍業協同組合	10,000
	気仙沼地区さんま組合	10,000
	気仙沼鉄工機械協同組合	10,000
	気仙沼船具商組合	10,000
	東北船舶電装協議会	10,000
	気仙沼船舶無線工業会	10,000
	宮城県漁業協同組合気仙沼総合支所	10,000
	株式会社みらい造船	10,000
	株式会社気仙沼船食	5,000
	株式会社萩野谷塗装店	3,000
	株式会社サイペン	3,000
	アサヤ株式会社	3,000
小 計 (19 件)		244,000
総 合 計		1,924,000

気仙沼漁港利用協議会役員並びに幹事名簿

(任期: 令和4年4月～令和6年3月)

令和5年5月現在

役職名	氏名	団体名称
会長	勝倉 宏明	(一社) 宮城県北部鰹鮪漁業組合
副会長	小野寺 健藏	気仙沼漁問屋組合
〃	村田 憲治	気仙沼漁業協同組合
〃	佐々木 長利	気仙沼地区近海鰹鮪漁業組合
〃	鈴木 一朗	気仙沼遠洋漁業協同組合
理事	高橋 雅幸	全日本海員組合気仙沼支部
〃	廣野 一誠	気仙沼船具商組合
〃	高橋 正樹	宮城県石油商業協同組合気仙沼支部
〃	岡本 寛	気仙沼製氷冷凍業協同組合
〃	萩野谷 洋一	株式会社萩野谷塗装店
〃	吉田 義弘	気仙沼漁撈通信協議会
〃	石川 勇人	東北船舶電装協議会
〃	小野寺 卯征	気仙沼鉄工機械協同組合
〃	村田 憲治	宮城県北部船舶主協会
〃	昆野 龍紀	気仙沼船舶無線工業会
〃	三浦 英敏	株式会社気仙沼船食合組
〃	畠山 正明	気仙沼地区さんま組
〃	斎藤 浩光	株式会社サイペン
〃	廣野 一誠	アサヤ株式会社
〃	山内 裕	宮城県漁業協同組合気仙沼総合支所
〃	木戸浦 健歎	株式会社みらい造船
監事	吉田 鶴男	宮城県北部船舶主協会
〃	松野 貴	気仙沼漁業協同組合
幹事	五十嵐 浩	気仙沼地方振興事務所水産漁港部
〃	斎藤 英敏	気仙沼市産業部水産課
〃	三浦 一彦	気仙沼遠洋漁業協同組合
〃	村上 純一	(一社) 宮城県北部鰹鮪漁業組合

気仙沼漁港利用協議会顧問並びに参与名簿

令和5年5月現在

〈顧問〉

団体名称	氏名	住所	電話
気仙沼市長	菅原 茂	気仙沼市八日町 1-1-1	22-6600
気仙海上保安署長	大上 尚司	気仙沼市朝日町 1-2	22-7084
気仙沼市議会議長	鈴木 高登	気仙沼市八日町 1-1-1	22-6600
気仙沼市議会産業建設常任委員会委員長	佐藤 俊章	気仙沼市八日町 1-1-1	22-6600
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部長	和泉 祐司	気仙沼市赤岩杉の沢 47-6	22-6825
気仙沼商工会議所会頭	菅原 昭彦	気仙沼市八日町 2-1-11	22-4600
気仙沼漁業協同組合代表理事組合長	斎藤 徹夫	気仙沼市魚市場前 8-25	23-3400

〈参与〉

団体名称	氏名	住所	電話
気仙沼市副市長	赤川 郁夫	気仙沼市八日町 1-1-1	22-6600
気仙沼市産業部長	昆野 賢一	気仙沼市八日町 1-1-1	22-6600
気仙沼漁業協同組合参事	臼井 靖	気仙沼市魚市場前 8-25	23-3400
気仙沼商工会議所専務	加藤 正禎	気仙沼市八日町 2-1-11	22-4600
気仙海上保安署次長	田名網 州人	気仙沼市朝日町 1-2	22-7084
気仙沼市水産問題研究会座長	小山 宗雄	気仙沼市港町 508-2	22-5726
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部総括次長	吉田 太	気仙沼市赤岩杉の沢 47-6	22-6825

気仙沼漁港利用協議会会員名簿

令和5年5月現在

団体名称	氏名	住所	電話
〈漁船・漁協関係〉			
気仙沼漁業協同組合	齋藤徹夫	気仙沼市魚市場前 8-25	23-3400
(一社)宮城県北部鰹鮪漁業組合	勝倉宏明	気仙沼市魚市場前 8-25 気仙沼市水産振興センター	22-2900
気仙沼遠洋漁業協同組合	鈴木一朗	気仙沼市港町 502-1	22-2744
気仙沼地区近海鰹鮪漁業組合	佐々木長利	気仙沼市魚市場前 8-25	23-3400
宮城県北部船主協会	村田憲治	気仙沼市港町 499	22-0793
気仙沼魚問屋組合	小野寺健藏	気仙沼市魚市場前 8-25	23-3400
気仙沼地区さんま組合	畠山正明	気仙沼市魚市場前 8-25	23-3400
宮城県漁業協同組合気仙沼総合支所	山内裕	気仙沼市港町 503-6	22-0710
〈製氷冷凍関係〉			
気仙沼製氷冷凍業協同組合	岡本寛	気仙沼市魚市場前 7-13	22-0500
〈石油・船舶仕込関係〉			
宮城県石油商業協同組合気仙沼支部	高橋正樹	気仙沼市魚市場前 4-21	23-1600
株式会社気仙沼船食	三浦英敏	気仙沼市弁天町 2-43	22-1392
気仙沼船具商組合	廣野一誠	気仙沼市松川前 13-1	22-4300
〈造船・鉄工関係〉			
気仙沼鉄工機械協同組合	小野寺卯征	気仙沼市港町 506-10	23-7482
株式会社みらい造船	木戸浦健歎	気仙沼市朝日町 7-5	25-8984
〈電気・無線関係〉			
東北船舶電装協議会	石川勇人	気仙沼市港町 506-11	22-5430
気仙沼船舶無線工業会	昆野龍紀	気仙沼市太田 1-6-12	22-6216
〈船員団体関係〉			
全日本海員組合気仙沼支部	高橋雅幸	気仙沼市港町 498-1	22-1509
気仙沼漁撈通信協会	吉田義弘	気仙沼市魚市場前 8-25 気仙沼市水産振興センター	22-5726
〈塗装関係〉			
株式会社萩野谷塗装店	萩野谷洋一	気仙沼市上田中 1-10-6	23-0486
株式会社サイペン	齋藤浩光	気仙沼市川口町 1-44	22-2407
アサヤ株式会社	廣野一誠	気仙沼市松川前 13-1	22-4300

気仙沼漁港利用協議会会則

(目的)

第 1 条 気仙沼漁港施設の適正なる利用対策をはかり、漁業及び漁港関係者の業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第 2 条 本会を気仙沼漁港利用協議会と称し、事務局を気仙沼漁業協同組合内に置く。

(事業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 漁港区域内の岸壁及び背後地の適正利用に関すること。
- 2 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第 4 条 本会は、気仙沼漁港の利用に関連する団体等をもって組織する。

(役員の設置及び職務)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- 1 理事 25名以内 (会長、副会長及び常任理事を含む。)
監事 2名
- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 会長 1名、副会長 4名は理事の互選とする。
- 4 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 理事は、理事会を組織して本会の事業執行のため会務の推進にあたる。
- 7 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

- 第 6 条 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
- 2 役員が欠けたときは、その者の所属する団体等の後任者をもってあてる。
 - 3 前項の役員は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

- 第 7 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は重要事項について、会長の諮問に応じる。
 - 3 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(事務局)

- 第 8 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1名、その他の職員を若干名置く。
 - 3 事務局長、その他職員は、会長が任免する。

(会議)

- 第 9 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は定期総会及び臨時総会とする。
 - 3 総会は会長が招集し、会長が議長となり事業計画及び収支予算並びに決算等の事項を決議する。
 - 4 理事会は、会長が隨時これを招集し、会議の議長となり、会の運営に關し重要な事項を審議する。

(幹 事 会)

第10条 本会に幹事会を設け、関係機関との連絡調整と会議に付議する事項の協議及び整理等、本会目的達成のための事務的推進を図る。

2 幹事は、会長が理事会に諮り、会長が委嘱する。

(会長の専決)

第11条 会長は平常業務及び軽易な事項並びに緊急を要する事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決した事項は、次回の理事会及び総会に報告し、承認を求めなければならない。

(経 費)

第12条 本会の経費は負担金、協力金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 負担金の額は、別に定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(そ の 他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

- 1 この会則、昭和57年7月21日から施行する。
- 2 本会の初年度における事業年度は、設立の日から昭和58年3月31日までとする。
- 3 平成21年7月2日一部改正施行する。

(第1条 条文変更 ・ 第5条 役員理事 人数変更)

別添参照

係船調書時系列まとめ（サンプル：R5.4.1～R5.5.31）